



「JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件」 東京都労働委員会の「全部救済命令」を

JR東日本は 直ちに履行せよ！

JR東日本八王子駅で組合員2名が、労働組合のパンフレットを配布したことに對して、会社が「嚴重注意処分」を行い「社員の皆さんへ」を掲出したことは、

- ✓ 正当な労働組合活動に対する不利益扱い
- ✓ 組合活動を不当に制限するもの
- 組合の運営の支配介入（労働組合法第7条3号）に
当たる「不当労働行為と認定」されました！



左記の詳細は、
上記のQRコード
からチェック！

※ QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

「労働組合法違反」にも関わらず、国鉄時代の職場秩序を理由にして、一企業の「就業規則第23条」を正当化するJR東日本に「法令遵守（コンプライアンス）」を語る資格はありません！

「労働委員会の命令」とは！

命令を交付した日から効力が生じる。使用者（会社）は「命令書の写し」を交付されたときから“遅滞なく”その命令を「履行」しなければならない！

「嚴重注意処分の取り消し」と「文書交付と掲示」を直ちに履行せよ！